

〈資料1〉

新型コロナウイルス感染予防・対応について

1 予防の徹底について

- ① 手洗いをする。流水と石鹸でこまめに行ってください。口や鼻、目等に触る前に手を洗うことが最も有効です。(手洗いが出来ない場合アルコール消毒も有効と考えられている)
- ② マスクを着用する
- ③ 咳エチケットを徹底する。(マスクがない場合くしゃみ・咳をするときは口、鼻をティッシュで覆う等の咳エチケットを心がけて下さい。マスクが不足している現在においては特に重要です)
- ④ 換気をおこなう(学校でも休み時間ごとに換気をする)
- ⑤ 規則正しい生活を心がける
- ⑥ 人が多い場所は避け、不要不急の外出を避ける

2 学校において新型コロナウイルス感染患者(疑いも含む)が発生した場合

- ① 資料2の「体調不良を感じ『新型コロナに感染したかも』と思ったら」に従い対応する
 - ※ 沖縄県保健医療部地域保健課作成のフローチャート
 - ※ 医療機関を受診する場合は必ずマスクを着用する
- ② 保健所から今後の対応について指示を受ける
- ③ 感染者が出た場合は生徒・保護者の方々へ情報を提供することになっています
 - ※ 提供する情報の内容に関しては、所管の保健所等に相談します

3 濃厚接触者の対応について (ここでいう濃厚接触者とは、下記のとおりとする)

- ・患者(疑いを含む)と同居あるいは長時間の接触(同じ教室で学習するなど)があった者
 - ・適切な感染防護なしに患者(疑いを含む)を看護等をした者
 - ・患者(疑いを含む)の痰やつばなどに直接触れた可能性が高い者
- ① 濃厚接触者については2週間の健康観察をおこない、登校した場合は別室対応となります
 - ※ 資料2観察シートにて、実施検温・及び健康観察(登校の際はマスクを着用する)
 - ② 医療機関で受診した場合、登校等の時期について医師から指示をしてもらい、その指示により対応する

4 児童生徒等の出席停止の措置について

校長は、当該児童生徒に対して、治癒するまでの間、学校保健安全法第19条の出席停止の措置を取る

5 新型コロナウイルス感染症発生期間中の学校運営について

患者発生期間中の学校運営について、学校の設置者、学校医及び保健所等と協議し対策を立てる
〈対策の例〉

- ・学校において集団で行う行事の延期の検討(全体集会、学年集会等)
- ・学校のクラブ活動等での対外試合への参加についての自粛または対策の検討
- ・児童生徒・職員等に次の新型コロナウイルス感染症発生した場合の対応の検討など